

資料6 都市計画マスタープランにおける「まちづくり」とは

稲城市では、第五次稲城市長期総合計画の将来都市像である「緑につつまれ 友愛に満ちた市民のまち 稲城 みんなでつくる 笑顔と未来」を受けて、稲城市都市計画マスタープランでは、本市のまちづくりの基本的な方向を「緑と水につつまれ 人とふれあうまち 稲城 ーほどよく田舎 ほどよく都会なまちー」と設定しています。

これは、多摩丘陵の豊かな緑と多摩川・三沢川・大丸用水等の豊富な水に包まれ、世代を超えて人と人とがふれあい、生活の質の高さ・豊かさを実感でき、市民が世代交代しながら定住できるまちを目指しています。

まちづくり条例は、この目指すべきまちづくりの将来像の実現に寄与することを目的として、制定に向けて取り組んでいます。

そのため、まちづくり条例における「まちづくり」とは何かを考えるにあたっては、そもそも都市計画マスタープランにおける「まちづくり」とは何かが大事になってきます。しかし、都市計画マスタープランでは、「まちづくり」とは何か、具体的に定義している記載はありません。そこで、都市計画マスタープランに描かれているまちづくりの将来像などからどのような「まちづくり」を想定しているのか読み解いていく必要があります。

都市計画マスタープランでは、まちづくりの将来像を実現するために、次の7つの目標を設定しています。(参照 都市計画マスタープラン P28)

(1)「土地利用：活力に満ちたふれあいのあるまちづくり」では、用途地域や地区計画等の都市計画などによって土地利用の誘導を図っていく際の基本的な土地利用の方針を、地域の特色に合わせて示しています。

(2)「交通：安全な交通ネットワークで結ばれた一体的なまちづくり」では、重要な都市基盤である道路・交通ネットワークの形成方針を示しています。

(3)「環境：豊かな緑と多様な生物と共生できるまちづくり」では、多摩丘陵の樹林地などの「緑の環」や市民の憩いの場となる拠点的な公園、多摩川や、大丸用水などの身近な水辺空間、市街地内の貴重な緑空間である農地など、環境に係る総合的な方針を示しています。

(4)「景観：まちなみの美しさが映えるまちづくり」では、稲城市景観基本計画に基づき、稲城らしい「季節が息づく美しい都市景観」を目指し、地区計画による「景観色彩ガイドライン」による色彩の誘導や、敷地内緑化、沿道緑化などで緑あるまちなみづくりなど、地域の特色を活かした良好な都市景観の形成方針を示しています。

(5)「安全：安全で安心して暮らせるまちづくり」では、インフラ整備や、メンテナンス、オープンスペースの確保などによる地震や水害などの災害に強いまちづくり、また、地域の連携による防犯活動など犯罪が起こりにくいまちづくりを目指し、安全・安心なまちづくりの方針を示しています。

(6)「住宅：誰もがいきいきと暮らしやすいまちづくり」では、高齢者や障害者、子育て世代などの特に支援が必要な人だけでなく、誰もがいきいきと暮らし続けることができるよう

なまちづくりを目指し、住宅施策の推進方針を示しています。

(7)「協働：みんなで繋ぎ、受け継ぐ協働のまちづくり」では、今まで掲げた6つの目標を推進するにあたって、行政のみならず、市民・事業者がそれぞれの役割分担や連携のもと、責任を持ちながら協働してまちづくりをする必要があり、その基本となる考え方を示しています。

まちづくり条例は、都市計画マスタープランでは、(7)「協働」の項目で記載されており、多様化する価値観による、多くの異なる意見の調整するためのルールや、複雑化する市民ニーズ・地域課題などに対応するため、行政と市民で協力しながら解決するまちづくりを進めるためのルールとして機能することを、まちづくり条例は期待されています。